## 「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえ、関越訪問看護ステーションたんぽぽは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、訪問時等に利用者の診療情報や薬事情報等を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定の額に加算します。

\*DX は「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、 生活の形・スタイルを変えることです。

[対象者] 訪問看護管理療養費を算定する者(医療)

[算定内容] 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

「訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

- 1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 (平成 4 年厚生省令第5号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実践するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること、具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
- ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実践している訪問看護ステーションであること。
- イマイナ保健証利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- 4.3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲示していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2025 年 9 月 1 日 関越訪問看護ステーションたんぽぽ